

承 継 届 出 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

届出者

氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

ばい煙発生施設・揮発性有機化合物排出施設・一般粉じん発生施設・特定粉じん発生施設・水銀排出施設  
 特定施設 (ダイオキシン類)  
 特定施設 (騒音・振動)  
 届出施設 (ばいじん・有害物質・粉じん)  
 届出施設 (騒音・振動)  
 固定型内燃機関

に係る届出者の地位を承継したので、

大気汚染防止法第12条第3項  
 (第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)  
 ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項  
 騒音規制法第11条第3項・振動規制法第11条第3項  
 大阪府生活環境の保全等に関する条例第34条  
 大阪府生活環境の保全等に関する条例第92条第3項  
 大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領第4条第1項第6号  
 の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	(電話番号 )	承継した施設の概要	<input type="checkbox"/> 大気関係施設 (別紙のとおり) <input type="checkbox"/> ダイオキシン類関係施設 (別紙のとおり) <input type="checkbox"/> すべての騒音関係施設 <input type="checkbox"/> すべての振動関係施設
工場又は事業場の所在地	(郵便番号 )	※整理番号	
施設の設置場所		※受理年月日	年 月 日
承継年月日	年 月 日	※施設番号	
被承継者	氏名 (法人にあつては、名称) 住所	※備考 (収受印等)	
承継の原因			

参考事項 (被承継者が届出した内容を記載すること)

被承継工場又は事業場の名称	
---------------	--

注意 この届出は、承継があつた日から30日以内に届け出ること。

期限遵守指導済

備考1 施設の設置場所の記載欄については、できる限り図面等を利用して、承継した施設を明示すること。

2 ※の欄には、記載しないこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4 騒音・振動関係施設における承継届出にあつては、すべてを譲り受け、又は借り受けた場合にのみ届け出ること。

## 承継した施設の概要

		施 設 の 種 類	規 模	施 設 番 号
大 気 汚 染 防 止 法	ばい煙			
	特定粉じん			
	一般粉じん			
	揮発性有機化合物			
	水銀			
ダイオキシン類対策特別措置法				
大 阪 府 生 活 環 境 の 条 例 に 関 する 条 例	ばい煙	ばいじん		
		有害物質		
	粉じん			
固定型内燃機関				